

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ヤヨイメデコが開設する指定福祉用具貸与事業所及び指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「事業所」）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業等」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具（法第七条第十七項により厚生大臣が定める福祉用具を言う）貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

二 事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ヤヨイメデコ
- 2 所在地 深川市5条12番9号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者兼務）
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与事業等の提供に当たるものとする。
- 2 専門相談員 3名（常勤職員2名 非常勤職員1名）
専門相談員は、指定福祉用具貸与事業等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第五条 指定福祉用具貸与事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月13日から8月15日及び12月30日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

(指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第六条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

- 1 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、貸与に係る同意を得るものとする。
- 2 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 3 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、使用方法の指導を行う。
- 4 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。

(消毒方法)

第七条 指定福祉用具及び指定介護予防福祉用具の消毒は、サンネットワーク株式会社及び株式会社日本

ケアサプライに委託することとし、その方法は別添資料によるものとする。

(保管方法)

第八条 指定福祉用具及び指定介護予防福祉用具の保管方法は、サンネットワーク株式会社及び株式会社日本ケアサプライに委託することとし、その方法は別添資料によるものとする。

(取り扱う種目)

第九条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の取り扱う種目は、次のとおりとする。
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助用つえ、痴呆性老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）

(利用料等)

第十条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の利用料等は、次のとおりとする。

- 1 利用料 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
(※厚生大臣が定める基準(＝介護報酬告知)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)
- 2 レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。
 - ①契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
 - ②契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
 - ③レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額
- 3 その他の費用 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
事業所から、片道おおむね20キロメートル未満 1000円
事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 3000円
また、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用も、その実費を徴収する。(例 窓からの搬入・搬出は各5000円、2階への搬入・搬出は各20000円)

(通常の事業の実施地域)

第十一条 事業の実施は、深川市・妹背牛町・秩父別町の地域とする。

(苦情を処理するための措置の概要)

第十二条 苦情があった場合はただちにサービス提供者責任者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。また、記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

(その他運営に関する重要事項)

第十三条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- 1 福祉用具貸与事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を、採用時研修(採用後1か月以内)、継続研修(年1回)を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ヤヨイメデコと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

第四条及び第九条を変更し平成17年9月15日から施行する。

第一条、第三条及び第六条を変更し平成18年4月1日から施行する。

第三条1、第四条1、2、第五条1、2、第七条、第八条及び第十一条を変更し平成18年5月1日から施行する。

第十条2、3を変更し平成18年12月15日から施行する。

第七条及び八条を変更し平成21年12月10日から施行する。